

議案第8号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に、「得た額」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に、「以下この項において」を「以下」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「350万円」を「360万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とある

のは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市介護保険条例の規定は令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令の改正を踏まえた保険料率の算定方法等の見直しを行うため、及び算定に関する基準の特例を定めるため、本案を提出する。